

新居浜工業高等専門学校技術振興協力会「愛テクフォーラム」会則

(名称)

第1条 本会は、新居浜工業高等専門学校技術振興協力会と称する。(通称「愛テクフォーラム」とする。)

(目的)

第2条 本会は、新居浜高専と地域社会・産業界との連携・交流を積極的に推進することにより、地域産業の発展など地域振興に寄与するとともに、新居浜高専の教育研究の振興を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域産業界等との人的交流、情報の交流に関すること。
- (2) 共同研究等技術研究開発の連携推進に関すること。
- (3) リフレッシュ教育等技術者育成支援に関すること。
- (4) 新居浜高専の教育研究の振興に関すること。
- (5) その他本会の目的を達成するため適当と認められる事業

(組織)

第4条 本会は、本会の目的に賛同する次の会員をもって組織する。

- (1) 法人会員 本会の目的に賛同する企業
- (2) 一般会員 本会の目的に賛同する個人
- (3) 特別会員 前2号のほか、本会の運営上特に必要と認められる団体等

2 本会への入会及び退会は、本会事務局に書類により届け出るものとする。

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名

(役員を選出)

第6条 役員は、総会において会員の中から選出する。

2 役員任期は、2年とする。但し再任を妨げない。

3 補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 理事は、会長が必要と認めた事項を審議し、本会の運営にあたる。
- (4) 監事は、本会の会計を監査する。

(会議)

第8条 会議は、総会及び役員会とする。

(総会)

第9条 定期総会は、年1回開催することを原則とする。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時総会を開催することができる。

2 総会において審議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画及び予算決算
- (2) 役員を選出

(3) 会則の改正

(4) その他本会運営上の重要事項

3 総会は、会員の過半数の出席（委任状を含む。）をもって成立し、議決は、出席者の過半数をもって成立する。

(役員会)

第10条 役員会は、会長が必要に応じて開催する。ただし、開催が困難である場合は、文書によって協議することができる。

2 役員会において審議する事項は、次のとおりとする。

(1) 事業の企画運営及び総会に提出する議案

(2) その他会務遂行上必要と認められる事項

(部会)

第11条 本会に、事業を進めるに当たって必要と認めるときは、当該事業に関する部会を置くことができる。

2 部会を設置するときには、会長の承認を得るものとする。

(経費等)

第12条 本会の経費は、会費、寄附金及びその他の収入金をもって充てる。

2 年会費は、次のとおりとする。

(1) 法人会員 1口 30,000円

(2) 一般会員 1口 2,000円

(3) 特別会員 会費の負担義務はない。

3 年度途中に加入する場合は、前項に定める年会費を納入するものとし、退会による既納の年会費は払い戻さないものとする。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、毎年10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

(事務)

第14条 本会の事務局を新居浜工業高等専門学校に置く。

(その他)

第15条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、役員会で定める。

附 則

1 この会則は、平成17年7月7日から施行する。

2 この会則施行後、最初に指名される役員の任期は、第6条第2項の規定にかかわらず、平成17年7月7日から平成19年6月30日までとする。

3 この会則施行後の最初の会計年度は、第13条の規定にかかわらず、平成17年7月7日から平成18年3月31日までとする。

附 則

この会則は、平成19年6月27日から施行する。

附 則

1 この会則は、平成25年7月19日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

2 この会則施行後、最初に指名される役員の任期は、第6条第2項の規定にかかわらず、平成25年7月1日から平成27年9月30日までとする。

3 この会則施行後の最初の会計年度は、第13条の規定にかかわらず、平成25年4月1日から平成26年9月30日までとする。

附 則

この会則は、平成29年12月5日から施行する。